

椎の木

SHII-NO-KI

1

2018 新年号
No.175



写真提供者：第8支部 横山 正氏

目黒の歳時記：瀧泉寺／目黒不動尊 節分の豆まき（関東最古の霊場、厄除けで有名なパワースポット）

不動明王をご本尊に祀った天台宗の寺院。808年、慈覚大師・円仁が不動明王の像を彫り、祀ったのが始まりと言われ、日本三大不動のひとつ。宇宙全体の象徴とされる大日如来坐像、縁結びの仏さまの愛染明王など、多くの仏さまの像が鎮座している境内はパワーがあふれ、歩いているだけで元気になれる。お正月、節分には多くの人で賑わう。山手七福神めぐりの、恵比寿さまが描かれた開運ダルマを手に入れて、1年の幸せを願いたい。

※目黒法人会広報委員会では表紙写真を公募しています。次号は4月10日発行予定。

Contents

新春対談	2	都税事務所からのお知らせ	12
平成30年度税制改正事項	6	区役所だより	13
目黒税務署からのお知らせ	8	絵はがきコンクール表彰作品	14
平成29年度納税表彰の方々	9	写真で見る活動紹介	16
健康エッセイ	10	お知らせ／編集子／編集後記	17

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

目黒法人会は「消費税期限内完納」を推進しています。

公益社団法人目黒法人会
平成30年

新春対談

司会…新年あけましておめでとうございます。

新年を迎え、岡目黒税務署長と青木目黒法人会長の新春対談を行います。私は司会の副会長（広報委員長）の和泉田勲です。

岡署長、青木会長に年頭のご挨拶をお願いします。

署長…平成30年、新年あけましておめでとうございます。公益社団法人目黒法人会の会員の皆様方には、日頃から税務行政に対しまして、多大なるご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

会長…会員の皆様におかれましては、健康で新春を迎えられたとお慶び申し上げます。昨年6月の通常総会で会長に選任いただき、あつという間に半年が経過致しましたが、

おかげさまで会運営や事業も順調に推移しております。これも会員の皆様、目黒税務署の皆様、事務方に感謝しております。

また本年もよろしくお願いいたします。

司会…岡署長、新年を迎えるの抱負をお願いします。

署長…税務署のある祐天寺には「昭和通り」がありますが、元号はやはり時代の区切りです。

平成の「元号」は来年初めまであることがわかっています。区切りとなる1年と数か月を、安全にそして静かに過ごしたいと思います。



司会…青木会長、新年の抱負をお願いします。

会長…私は、新春に「兜町十二支占い 辰巳天井、午尻下がり、未辛

抱、申酉騒ぐ、戌笑い、亥固まる、子繁盛、牛は躰き、寅は千里を走り、卯は跳ねる」からお話をさせていただく事が多いのですが、申年・酉年が景気回復のきっかけとなり「申・酉・戌」と揃った今年は「桃太郎鬼退治」の準備が整い、好景気が「固まる」と云われる「亥年」に向けて最後の仕上げをする年だと思っています。今年は研鑽と努力を重ね、収穫の年になるようにしたいですね。

公益社団法人として7年目を迎え継続事業は更に発展進化させ、新規事業にも果敢に挑戦し目黒法人会として、税を基本とした活動や会員同士の交流親睦、社会貢献等本来の目的に役員をはじめ全会員が一致団結して歩めるように努力したいと思っています。

司会…お二人はお正月をどう過ごされましたか。

署長…年末には毎年恒例ですが、深夜12時に近所の小さな氏神様に初詣をしたほかは、遠出もせずのんびりとした正月を過ごしました。

司会…会長はいかがお過ごしになりましたか。

会長…例年、年末年始をのんびりと京都で過ごしますが、今年は我が家で過ごし地元の上目黒氷川神社に行って参りました。

久しぶりに「NHK紅白歌合戦」も見ました。

司会…岡署長のご出身地や子供の頃のお話をお聞かせ下さい。

署長…いわゆる田舎は宮城県ですが、育ったのは東京でした。小学生の頃は目黒の隣の渋谷にあったプラネタリウムによく通っていました。目黒区に住む友達がいましたが、子供心に「品のいい人が多いな」と思った記憶があります。

司会…青木会長はいかがでしたでしょうか。

会長…私は東山生まれ東山で育ちましたが、菅刈小学校の入学式に向かう時に「南部橋」で眺めた「目黒川満開の桜」の姿が今でも脳裏に焼き付いています。

目黒川も土手になっていましたね、桜の木も大きく花も見事でした。川に入って砂鉄をとる人、そうそう「友禅流し」のように染めた生地のを糊を流していたのかな、そんな風景も懐かしいです。

当時の目黒川は大雨・台風で氾濫しましたので床上浸水に遭った家々が畳を干したり、工場も並んでいましたから子供にとつて機械の音を聞くのも楽しみで、また金属片・雲母などを手に入れて遊んでいました。

今の青葉台に家業の工務店が在

り、大きな丸鋸で木を挽いていましたから、その木屑・鉋屑に塗れ木の良い香りに包まれて小屋で昼寝しました。

司会…岡署長、国税局に入られた動機を教えてください。

署長…友人に誘われて公務員はこだけ受験しました。当時はまだバブル景気の頃で民間企業は盛り上がりつつありました。税務署に入ったのは、公的な仕事だということと、叱られるかもしれませんが「5時に帰れる」（現実はその通りませんでした）と思ったのがきっかけだったでしょう。

税務の職場では、振り返ってみれば、タックスヘイブン対応などの国際課税や法人の調査などの仕事に従事した期間が長くなりました。

司会…会長はいかがでしょうか。

会長…祖父が山形県米沢から東京に出てきて、目黒で工務店を創業し、父・叔父、そして私と三世四代目で、昨年70周年を迎えました。大学を出て、修行として千代田区の建設会社に入り、家業に戻る事に配慮をいただき、毎年部署を変えて様々な経験をさせていただきまして、最後に海外事業部でロスアンゼルスに行く内示が生まれて、父に報告したら、即刻、青木工務店に呼び戻されまして、現在に至るですね。



司会…すごい体験ですね。次にお二人の座右の銘をお教え下さい。

署長…折に触れ思い出す言葉としては、「勝ちに不思議の勝ちあり、負けに不思議の負けなし」でしょうか。

会長…先日、元巨人の原辰徳監督が目黒消防署一日署長を務められた時にお目にかかったのですが、サインに「道」という字を書かれまして、何うと「野球道、道は将来に続くですかね」とおっしゃっていました。ですが、私は「心は道、平常心は道」ですね。心を大事にしていきたいと思って企業スローガンを「私たちが築いているのは心です」としていますが、建築で目に見える建物も大事ですが、それに心を込めると云う事で

でしょうか。

司会…お二人の趣味や休日の過ごし方を教えてください。

署長…きちんとした趣味といえるものではありませんが、映画鑑賞やビデオ鑑賞のほか、クラシック音楽を楽しんでいます。あと、愛犬のトイプードルと散歩をしていると結構非日常的な出会いもあつたりして、そんな出会いを楽しんでいます。

会長…趣味は多いですね・・・「旅行と日本伝統文化、そしてブログを書く事」でしょうか。

京都にはよく行きますが、何度行っても毎回新しい発見があり奥深い伝統文化を楽しんでいます。先程、年末年始を京都で過ごすと言いましたが、数多くの寺の「除夜の鐘」が聞ける場所が円山公園の中に在りましてね、そこに立つて知恩院・高台寺等々の鐘の音の重なりや違いの聞き分けをするのが良いんです。

落語・歌舞伎・・・やはり日本伝統文化、良いですね。それらをブログに書いていまして、ほぼ毎日の更新で約3,000話になりました。

昨今、「除夜の鐘」を自粛する寺が出てきています。除夜の鐘は、1年の終りに煩惱を洗い直して新年から心を入れ替えるという一つの区切りであり、昔からそうやって除夜の

鐘を聞いてきました。苦情が出て止めてしまうのは寂しい思いがあります。世の中の流れにあつたやり方で工夫して何とか続けて欲しい思いがあります。

司会…最近興味を持った事柄はございますか。



署長…目黒法人会女性部会が募集しておられます小学生の絵はがきコンクールをはじめ、目黒区の学生さんから税に関する作文や標語等をたくさん頂戴しています。みなさん税の仕組みや、税に関心を持つことの大切さについて、自分の言葉で素敵な作品にしてくれました。

そういった若い世代の素敵な反応を新鮮に思うとともに、ひるがえって、私たち大人は税にどんな理解や

関心があるのだろうかということに少し興味がわきました。

司会…青木会長はいかがででしょうか。

会長…大相撲が好きで、東京場所には毎場所必ず参ります。大坂・名古屋・博多にも遠征いたしますが、昨今の事件は、「暴力、報告、報道、組織のガバナンス・コンプライアンス」など色々な意味で残念な事柄が多々ありました。

我々も公益社団法人とし「組織のガバナンス、コンプライアンス」の再認識を講じたいと思います。

司会…平成30年の景気の動向についてどうお考えでしょうか。

署長…平成30から31年は元号が切り替わる節目です。昭和から平成への節目では、いわゆる「バブル景気」といわれて景気拡大局面でした。

法人企業景気予測によりますと、平成30年年初（1～3月）の景況感の見通しとして、大企業・中堅企業は「上昇」が「下降」を4.6～5.6%ポイント上回っていますが、中小企業は4.3%ポイント下回っているようです。

近年、目黒税務署に申告していただいている法人の数や税収は伸びています。平成30年には、目黒のすべての企業にとって、ご商売が大きくなる年であると期待したいと思いま

す。

会長…昨年、景気は穏やかに持ち直しており、2020年7月の東京オリンピックの開催までは維持されると思います。これは、東京オリンピック開催を控えた需要の盛り上がりや、インバウンド需要による景気の押し上げなどの効果が期待されます。

2019年10月に消費税率が10%に引き上げられることにより、駆け込み需要による反動減が考えられま



すが、引き上げ幅が小幅であることや、軽減税率制度が導入されること、翌年の東京オリンピック開催を控えた期待感の高まりや、その関連需要の高まりにより、落ち込みは短期間、軽微にとどまるのではないでしょう。また、人口減少を背景に労働需給はタイトな状況が続ぎ、失業率が低位で安定し、有効求人倍率が高水準となり、良好な雇用情勢が維持されるものと思われま

す。ただ日本経済は中長期的にいくつもの課題もあります。やっかいなのが、人口減少が続いていることです。人口の減少は国の生産能力を縮小させ、活力を削ぐリスクが起きます。人口の減少率を上回る1人当たりGNPを伸ばさなければ、国のGNPは減っていくことになり、日本経済にとって重石となっていくこととなります。

こうした事態に対応するため、様々な取組みをしていかなければなりません。省人化投資、情報化投資など、人出不足を補い、生産性を高めるための投資、供給力不足への対応のため、企業間の提携の強化、推進、業務の効率化、事業の選択と集中など、業務の無駄を省き、スリム化のための取組みを進めることにより、企業業績の押し上げ要因となっていくのではと考えます。こうした

動きが広がってくれば、日本経済の先行きは明るくなってくるでしょう。

司会…目黒税務署に着任されてから、目黒税務署管内の印象はいかがでしょうか。

署長…歴史あるものと新しいものとがとても良いバランスで混在していると感じます。また、夏の中目黒阿波踊りの「法人会連」をはじめ、法人会役員・会員の方がリバーサイドフェスティバル、SUNまつり、シティラン等地元のイベントに積極的に参加されており、皆さん地元を本当に愛しておられることが伝わってきます。

司会…岡署長 これからの税務行政（税務署のあり方）についてのお考えをお聞かせください。

署長…今年、「AI（人口知能）」として代わられる仕事」という話題が注目を集めました。日本の労働力人口の50%あまりが技術的に代替可能と主張する研究もあり、税・会計事務は何と9割が代替可能とされているようです。

しかし、これは見方を変えれば効率化のチャンスがあるということでもあります。

国税庁は平成29年6月に「税務行政の将来像」を公表しました。電子申告や税務相談等の分野で「電子

化」を取り入れていますが、今後マイナンバーや法人番号など新しい制度やAI技術等を活用し、納税者利便の向上や効率化に取り組んでいくことになると思います。

また、個人的には、将来的に税手続きのワンストップ化なども視野に入ってくるのではないかと感じています。

司会…青木会長から目黒法人会として税務行政に対する要望をお聞かせください。

会長…目黒法人会では小学生の皆さんを対象とする「租税教室」、「税に関する絵はがきコンクール」等の活動を今後は更に活発に行つていきますが、将来を担う子供たちに、税務署の仕事や税の仕組みなどを理解していただくために、「税務署子供たち解放デー」のようなイベントは出来ないのでしょうか。

また、平成31年10月から、消費税率10%への引上げ及び軽減税率制度が導入される予定ですが、制度の円滑な実施に向けて、軽減税率制度の説明会開催をお願い致します。

司会…岡署長、e-Taxの普及についてお聞かせください。

署長…e-Tax〈電子申告〉納税は、納税者の方の利便向上のほか、個人の確定申告では添付書類が省略できるなどのメリットがあります。

また、事務効率化のほか、紙が介在しないことからセキュリティ面で優れています。

電子申告は目黒では約7割の法人に利用していただいておりますが、全国では約8割の法人に利用していただいております。

まだ利用のない企業様におかれては是非ご検討いただければと思います。また、法人税申告で利用している企業様も、電子納税（ダイレクト納付）についても検討いただければと思います。きつと喜んでいただければと思います。

司会…岡署長、目黒法人会への期待や要望について伺います。

署長…目黒法人会は、「みんなで築こう豊かな社会」輝く目黒「よき経営者」と掲げていらつしやいます。私も目黒税務署職員一同としまして、地域の一員として、区民・事業者のために、本年も引き続き皆様といっしょに目黒を盛り上げるために活動できることを楽しみにしております。

青木会長をはじめ、目黒法人会の皆様には、引き続き税務行政へのお力添えをお願いできればと思います。

司会…目黒法人会の今後の事業活動についての展望を、青木会長にお願いします。

会長…目黒法人会は昭和26年に設立され、昭和50年に社団法人化、平成23年4月に公益社団法人へ移行し66年にわたり、目黒税務署管内法人企業の健全な発展と納税意識の高揚を目的として、自主申告制度の推進、税務知識の普及を図るため、様々な事業活動を推進してきました。

特に、法人会は有数の会員規模を誇る税務行政協力団体であり、公益社団法人としての組織・運営体制、事業活動の充実並びに財務体質の改善見直しに注力し、正しい税知識の普及、地域企業の発展に寄与する各種研修会やセミナー、イベント等、更には、次代を担う子どもたちを対象とした租税教室、税に関する絵はがきコンクールなど、税を中心とした法人会活動に加え、社会情勢の変化にも迅速に対応しながら、会員企業の相互情報交換、地域社会に向けての地球温暖化対策書提出活動、ウイラブめぐろ清掃活動、中目黒阿波踊り、めぐろ童謡コンサート等に代表される社会貢献事業も着実にその成果を上げてきています。これらすべて会員の皆様、目黒税務署をはじめとする官公庁、地域の皆様のご協力によるものです。

法人会の存在意義といえます「税」を中心とした公益事業の更なる充実を図るために、多様なニ

ズに比べられるよう税法、税務関係研修・セミナーを、税制等の調査研究とそれが反映されるような関係機関に対しての要望活動の建設的提言を展開する等、法人会自身がつと「国のために、地域社会のために何ができるか」を日々切磋琢磨し、日々改善即時実行を旨として積極的に法人会運営に取り組んでいきたいと考えています。

本年も、尚一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様、ご家族、ご企業が明るく笑顔でたくましく過ごされる一年でありますようご祈念申し上げます。

司会…岡署長、青木会長におかれましては、新年の大変お忙しい中、貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

会員の皆様におかれましては今年が最良の年でありませうご祈念申し上げます。新春対談を終わらせていただきます。



法人会の「平成30年度税制改正に関する提言」まとまる

超高齢化社会に対応した社会保障制度の構築と

中小企業に税制措置でさらなる活力を！

法人会の「平成30年度税制改正に関する提言」が、9月21日の公益財団法人全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財政改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するため、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

○「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の

増加額を1・6兆円（社会保

障費1・5兆円、その他0・1

兆円）程度に抑制する目安を

示した。この2年間においては

目安を達成していることから、

最終年度においても政策経費

の抑制は確実に行うべきである。

○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然

増収を前提とすることなく、

また歳出については、聖域を

設けずに分野別の具体的な削

減の方策と工程表を明示し、

着実に改革を実行するよう求

める。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

考え方

○社会保障分野では団塊の世代すべてが後期高齢者となる「2025年問題」がクローズアップされてきた。医療と介護

の給付急増が見込まれるため、これを「重点化・効率化」によって可能な限り抑制し、かつ適正な「負担」を確保していかなければ、社会保障制度が立ち行かなくなる。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

○行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

○国・地方における議員定数の大胆な削減・歳費の抑制。

4. 消費税率引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率が導入されることになっているが、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明しておきたい。これまでも指摘してきたように、軽減税率は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から極めて問題が多からである。

○現在施行されている「消費
税転嫁対策特別措置法」の効
果等を検証し、中小企業が適
正に価格転嫁できるよう、さ
らに実効性の高い対策をとるべ
きである。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税
率平均は約25%、アジア主要
10力国の平均は約22%となつ
ており、我が国の税率水準は依
然として高い。今般の税率引
き下げの効果を確認しつつ、
国際競争力強化などの観点か
らさらなる引き下げも視野に
入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税 制措置

○中小法人に適用される軽減
税率の特例15%を時限措置で
はなく、本則化する。また、
昭和56年以来、800万円以
下に据え置かれていた軽減税
率の適用所得金額を、少なく
とも1,600万円程度に引き
上げる。

○租税特別措置については、税
の公平性・簡素化の観点から、
政策目的を達したものとや適用
件数の少ないものは廃止を含め
て整理合理化を行う必要はあ
るが、中小企業の技術革新な
ど経済活性化に資する措置は、
以下のとおり制度を拡充し、

本則化すべきである。なお、少
額減価償却資産の取得価額の
損金算入の特例措置の適用期
限が平成30年3月末までとなつ
ていることから、直ちに本則化
することが困難な場合は、適
用期限を延長する。

①中小企業投資促進税制につ
いては、対象設備を拡充した
うえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価
額の損金算入の特例については、
損金算入額の上限（合計30
0万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める
中小企業は、地域経済の活性
化や雇用の確保などに大きく
貢献しており、経済社会を支
える基盤ともいえる。その中
小企業が相続税の負担等によ
り事業が継承できなくなれば、
我が国経済社会の根幹が揺ら
ぐことになる。先般、納税猶
予制度の改正で要件緩和や手
続きの簡素化などがなされた
が、さらに抜本的な見直し
が必要である。

○事業用資産を一般資産と切り
離した本格的な事業承継税制
の創設

事業に資する相続については、
事業従事を条件として他の一
般財産と切り離し、非上場株式
を含めて事業用資産への課税を
軽減あるいは免除する制度の
創設が求められる。

○相続税、贈与税の納税猶予

制度について要件緩和と充実
上述の本格的な事業承継税制
が創設されるまでの間は、相
続税、贈与税の納税猶予制度
について要件緩和と充実を図
ることを求める。

①株式総数上限（3分の2）の
撤廃と相続税の納税猶予割合
（80%）を100%に引き上げる。

②死亡時まで株式を所有しな
いと猶予税額が免除されない
制度を、5年経過時点で免除
する制度に改める。

③対象会社規模を拡大する。

III 地方のあり方

○地方活性化には、国と地方
の役割分担を見直し、財政や
行政の効率化を図る地方分権
をさらに進めねばならないが、
同時に現在推進中の地方創生
戦略の深化も極めて重要であ
る。その共通理念として指摘
しておきたいのは、地方の自立・
自助の精神である。

○ふるさと納税制度で一部に見
られるような換金性の高い商
品券や高額または返礼割合の
高い返礼品を送付するなどの
過度な競争には問題があり、
適切な見直しが必要である。

○異常な水準にまで悪化した
我が国財政を考えると、国だ
けでなく地方の財政規律の確
立も欠かせない。とくに、国
が地方の財源を手厚く保障し
ている地方交付税の改革をさ

IV 震災復興

らに進め、地方は必要な安定
財源の確保や行政改革につい
ても、自らの責任で企画・立案
し実行していく必要がある。

○東日本大震災からの復興に
向けて復興期間の後期である
「復興・創生期間（平成28年度
（32年度）も2年目に入つて
いるが、被災地の復興、産業
の再生はいまだ道半ばである。
今後の復興事業に当たってはこ
れまでの効果を十分に検証し、
予算を適正かつ迅速に執行す
るとともに、原発事故への対応
を含めて引き続き、適切な支
援を行う必要がある。また、
被災地における企業の定着、
雇用確保を図る観点などから、
実効性のある措置を講じるよ
う求める。

V その他

○税の意義や税が果たす役割
を必ずしも国民が十分に理解
しているとはいえない。学校
教育はもとより、社会全体で租
税教育に取り組み、納税意識
の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームペー
ジ」でご覧いただけます。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —

申告書作成会場 を ベルサール渋谷ファースト に開設します。

期 間 : 平成30年2月14日(水) から3月15日(木)まで

※ 土、日を除きます。
ただし、2月18日(日)及び2月25日(日)は開場します。

時 間 : 受付午前8時30分から午後4時まで(相談開始は午前9時15分)

所在地 : 渋谷区東1-2-20(住友不動産渋谷ファーストタワー 2階)

※ 会場には駐車場及び駐輪場はありません。

インターネットで申告ができます！

「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

◎パソコンで



www.keisan.nta.go.jp

作成コーナー

検索

◎タブレット・スマートフォンで



タブレット端末等をご使用の方はこちらをご利用ください。

申告書の提出方法は2通りあります。

● e-Tax でデータ送信

e-Tax で送信するためには、事前に次のものを準備する必要があります。

- ・マイナンバーカード
- ・ICカードリーダライタ

● 印刷して提出

郵送等で税務署に提出します。
プリンタをお持ちでない場合は、コンビニエンスストア等のプリントサービス(有料)を利用すれば、印刷できます。

申告と納付の期限

確定申告の区分	申告・納付の期限	□ 座 振 替 日 (※振替納税を利用している場合)
所得税及び復興特別所得税	3月15日(木)	4月20日(金)
贈 与 税		ご利用できません
消費税及び地方消費税(個人事業者)	4月2日(月)	4月25日(水)

※1 申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませんのでご注意ください。

※2 振替納税のご利用に当たっては、事前の手続きが必要です。

※3 納付に関する詳細は国税庁ホームページをご覧ください。



医療費控除を受けるための手続きが変わりました！

◎ 平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに

『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。

(領収書の提出は不要となりました。)

※1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注) 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。



申告書にはマイナンバーの記載が必要です！



◎ 平成28年分以降、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は

税務署へ提出する都度、マイナンバー(個人番号)の記載と、

本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認書類の例》

① マイナンバーカード(個人番号カード)のみ(【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。)

② 通知カードなど【番号確認書類】+ 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】

※1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し(表裏両面)または②の写しを添付してください。

※2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

おめでとうございます

平成29年度 納税表彰受彰の方々



目黒税務署主催の平成29年度納税表彰式が平成29年11月17日(金)に、目黒区総合庁舎大会議室にて厳粛に執り行なわれました。

目黒都税事務所長をはじめ目黒区長、目黒区内の主要団体の代表者のみなさまの臨席のもと、多年にわたる申告納税制度の普及発展と納税道義の高揚、税知識の啓蒙に尽力され、円滑な税務行政の運営に貢献された功績により左記の方々に、正岡目黒税務署長からそれぞれ署長表彰、署長感謝状が贈呈されました。

目黒税務署長表彰受彰者（順不同）

理事・源泉部会副部会長

濱田 洋 右 殿

(株)東京ダイヤモンド工具製作所
常務取締役

第10支部副支部長

金 澤 智 雄 殿

二幸建設(株) 管理部課長

以上の方々の他に、目黒納税貯蓄組合連合会から副会長 小野瀬 康裕殿、常任理事 磯部 たい子殿、めぐろ青色申告会から副部長 山口 禮弘殿、副支部長 宗方 清殿、目黒酒販協議会から事務局長 田中 久夫殿の

目黒税務署長感謝状受彰者（順不同）

5名、また租税教育を通じて納税動議の高揚に功績のあった方として、東京税理士会目黒支部副支部長 仁科 健治殿が受彰されました。

青年部会副部会長

中 野 仁 殿

(株)中野工務店 取締役

第2支部副支部長

濱 副 正 保 殿

濱副電設(株) 代表取締役

第6支部副支部長

細 川 雅 義 殿

松栄興産(株) 代表取締役

以上の方々の他に、目黒納税貯蓄組合連合会から常任理事 鬼頭 晴美殿、祭 晶雄殿、めぐろ青色申告会から支部長 長江 弘至殿、支部会 計 中嶋 三恵子殿、女性部会元会 計 大嶋 孝子殿、目黒酒販協議会から会計監査 山本 博之殿の6名、その他個人1名、2団体が受彰されました。

東京国税局長表彰受彰者



理事
下川 徳雄 殿
(株)飛竜企画
代表取締役

多年にわたる税務行政への貢献、功績に対し、平成29年11月7日(火)に、KKR東京において平成29年度東京国税局長表彰を受彰されました。

東京都主税局長感謝状受彰者



会長
青 木 茂 殿
(株)青木工務店
代表取締役

多年にわたる東京都税務行政への功績に対し、平成29年10月31日(火)に、東京都庁本庁舎において平成29年度東京都主税局長感謝状を受彰されました。

東京都目黒都税事務所長感謝状受彰者



副会長・女性部会長
上田 弘子 殿
(有)相原ビル 取締役

多年にわたる東京都税務行政への功績に対し、平成29年11月6日(月)に、目黒区総合庁舎において平成29年度東京都目黒都税事務所長感謝状を受彰されました。

健康エッセイ

笑う門には福来る



株式会社 J a s t
会長 安田 祥子

有名なジョークを一つご紹介しましょう。

教会で結婚式に参列していた小さな男の子が小声で尋ねました。「ママ、あの女の人のドレスはどうして白いの?」「白いウェディングドレスは幸福の色なのよ。人生で一番幸せな日に着るのよ」「フーン」男の子はしばらく考えてまた聞きました。「じゃ、ママ。なんで隣の男の人は黒い服を着ているの?」



笑っていただけましたでしょうか?

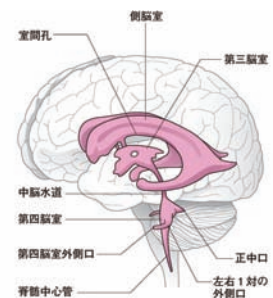
健康な子供達は1日に400回笑うそうです。一方の成人では残念ながら1日16回しか笑わないそうです。笑顔が極端に減ってしまいます。あけましておめでとうございませう。今年が皆様にとりまして笑顔と健康、そして幸多い1年でありませう祈念いたします。

笑いの回路

笑いの研究は古くから行われ、論文も多数出版されています。

新年から縁起でもないと感じられるかもしれませんが、UCLA脳認知センター教授ラマチャンドラン氏の著書『脳のなかの幽霊』に興味深い事例が挙げられていましたのでご紹介いたします。

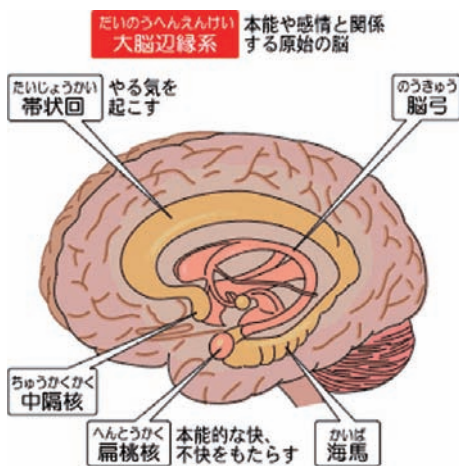
ルース・グリノーという58歳の図書館員のケースです。彼女は過去に軽度の卒中を起こしたことがありましたが、支障なく仕事をこなす有能な図書館員でした。ところがある朝、突然激しい頭痛が彼女を襲い、その後笑いの発作にとりつかれました。短く息を吐き続けるために脳が酸素不足となり、汗が吹き出しましたが、それでも笑いの発作が止まることはありません。あらゆる治療が施されても発作は収まらず、昏睡状態に陥り、24時



間後に亡くなりました。彼女の脳では脳幹の上にある視床の底部に脳出血が起こり、脳の中央部にある空洞

(第3脳室)

には血液が充満していたそうです。こうした症例は現在までに20例あまりしかないようですが、病的な笑いの発作を引き起こす損傷などは共通して本能や情動を司っている大脳辺縁系の一部、海馬(記憶の保管場所でもあります)、乳頭体、帯状回を含む一連の構造上の



中にあるのです。そのため、笑い現象の背後には小さな脳内構造の集まりとして“笑いの神経回路”があると考えられています。新潟中央病院院長亀山茂樹氏によれば、笑い発作“という珍しいてんかん発作もあるそうで、視床下部過誤腫と呼ばれる乳頭体などに異常が起こる稀な病気もあるそうです。ただ、

笑いの回路が特定できても、笑いが私たち人類にどのようなにもたらされたのかは進化学者間でも論争が続き、現在に至るまで完全には解明されてはいません。

ユーモアや笑いは文化です

ユーモアや笑いは国や地域、文化によって異なるようです。“笑い現象”を観察すれば、育った環境などに大きく影響を受けていることがわかります。TVなどで見たたり聞いたりするお笑い番組での大阪系の笑いとは東京系の笑いでは少し異なるように感じませんか?

一般的にはユーモアや笑いは話し手が聞き手の予想を惑わす方向に誘い、緊張を少し高めた上でどん



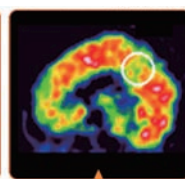
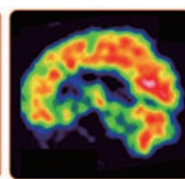
でん返しにより起こります。但しその予想は聞き手にとつて実は想定内であることが必要なのです。

つまり笑いは日常生活と一続きであり、自分自身の思考の範囲内であることが重要ということです。

「ユーモアは保守的な考えに対する解毒剤であり、馴染みのある考え方と異なった見地から見ることによって創造性の触媒になる」と語る研究者は多く見受けられます。夏目漱石は著作『文学評論』で「ユーモアと人格の根底から生じるおかしみである……ユーモアを有している人は、人間としてどこか常識を欠いていなければならない。常識を欠かないで、尋常一般の行動をしていたならば、いつまでたつてもユーモアのでてくるわけがない」と述べています。

笑いと脳の活性化

笑いを対象とした実験には笑うことで脳の血流量がどのように変化するかを調べたものがあります。落語などを聞いて面白いと感じた人では血流量が増加し、つまらないと感じた人の場合には血流量が減少していました。笑うと表情筋が



アルツハイマー型認知症の人では後部状回、前頂葉内側の楔前部などで脳血流量の低下が認められます(○印緑部分)。

頻繁に動くために顔を通る顔面動脈が伸縮し、心臓から脳への血流量が増えることで、脳に新鮮な血液がより多く送られます。その結果、脳には豊富に酸素や栄養素が供給されることになります。因みに認知症診断で最近よく利用されているSPECTは脳の血流を調べ、脳の部分的血流低下を見ることができ、症状診断に至らない初期の段階でも認知症の治療やケアの開始できるメリットがあるのです。なお、上のSPECT画像は国立精神・神経医療研究センター脳病態統合イメージングセンター長松田博史氏による画像です。話を戻しましょう。限られた時間内で言葉を思い出す即時記憶テストでも笑った後では笑う前より正解者が明らかに多くなります。海馬を活性化させるためにも脳の

血流量を増やすことは必須なのです。大脳では作り笑いと感じを伴った本当の笑いを識別することができないので、笑顔を作るだけでも免疫細胞が活性化されると言われますが、脳の前頭前野の活性化には作り笑いはあまり効果が無いようです。



研究によれば、大笑いは内臓のジョギングとも呼ばれて、適度な運動に匹敵する効果があるとも報告されています。

笑う門には福来る



私には愛読書と呼べる何冊かの本があります。その中でも時々取り上げて、元気が無かったり憂鬱になっていた方にご紹介するものがあります。土屋賢二お茶の水大名誉教授の『われ笑うゆえにわれあり』からはじまる一連のエッセイ集で、電車の中

で立ちながら読んでいて、つい吹き出してしまい恥ずかしい思いをしたこともあります。

人と笑い合うことは魅力的な時間の過ごし方ですが、一人で笑うことのできる時間もまた、豊かな時の過ごし方ではありませんか？

一人でニンマリするジョークの世界を見回せば、有名なジョークはいくつもありますが、人種差別、男女差別などいわゆる差別が盛り込まれていないジョークが非常に少ないことに気がきました。けれど、差別“でさえも笑いとはせる精神的な広がり、人間的な深みがヒトのコミュニケーション能力の神髄なのかもしれませんね。

株式会社 jast
jast健康相談室
jastロイヤルクラブ
jastファーストクラブ

お問い合わせ
☎03-6265-0263
HP <http://www.jast1.jp>

目黒都税事務所からのお知らせ

～ 23 区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です (23区内)



償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成30年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	平成30年1月31日(水)

- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&Aや軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産

検索 クリック

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

eLTAX

エルタックス

検索 クリック

ホームページ <http://www.eltax.jp/>

ヘルプデスク ☎0570-081459 (左記電話番号につながらない場合: ☎03-5500-7010)
9:00から17:00 (土・日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く)



eLTAXイメージキャラクター
エルレンジャー

都税の納付には、安心・便利な口座振替をご利用ください。

＜口座振替がご利用できる都税＞

・個人の事業税・固定資産税・都市計画税(土地・家屋)※・固定資産税(償却資産)※

※23区内に所在する資産が対象です。ただし、随時課税分を除きます。

＜申込方法＞

次の方法があります。

- ①都の公金を取り扱う銀行等の金融機関及び郵便局の窓口で、都税口座振替依頼書(3枚複写式)に必要事項をご記入のうえ、お申込みください。その際には、(1)預(貯)金通帳、(2)通帳届出印、(3)納税通知書をご持参ください。
- ②納税通知書(固定資産税の随時課税分を除く。)に同封されている都税口座振替依頼書(ハガキ式)に必要事項をご記入のうえ、ポストに投函してください。
- ③主税局ホームページから「都税口座振替(自動払込)依頼書(ダウンロード専用依頼書)」をダウンロード・印刷し、必要事項をご記入のうえ、郵送にてお申し込みください。

＜申込期限＞

口座振替を開始しようとする月の前月の10日(土・日・休日にあたるときはその翌開庁日)まで(納期限が土・日・休日にあたる場合は、その翌開庁日が納期限となります。これにより、納期限が翌月となった場合は、前々月10日までにお申込みください。)

【お問い合わせ先】主税局徴収部納税推進課 03-3252-0955



★ 詳しくは、目黒都税事務所 TEL 03-5722-9001 (代表) まで ★

目黒区内小学生の作品 — この税が えがおあふれる 町つくる —

区役所だより

第2回目黒シティラン ～健康マラソン大会～が開催されました



大会スターター
原 辰徳さん



10Km 部のスタート

担当：オリンピック・パラリンピック推進課 TEL 03-5722-9361

平成29年11月26日（日）爽やかな秋空のもと、第2回目黒シティラン～健康マラソン大会～が3,000人を超えるランナーを迎え盛大に開催されました。

ランナーとしてご参加いただいた皆様のほか、1,000人にのぼるボランティアの皆様、沿道で応援していただきました皆様、警察・消防等関係機関の皆様、協賛をいただいた企業・団体の皆様など、ご協力いただいた全ての皆様に厚く御礼申し上げます。

特に、目黒法人会様にはご協賛いただくとともに、昨年に引き続き、目黒シティラン実行委員会における企画演出部会に携わっていただきました。中目黒小学校内の記念撮影コーナーには、会員の佐藤昌子様よりお借りしたトーチを置かせていただきましたが、来場されたご家族がとても喜ばれて撮影を行なっておりました。また、このコーナーでは目黒法人会様から多数のボランティアによりスムーズな運営ができましたことも感謝申し上げます。

目黒シティラン大会組織委員会
会長(目黒区長) 青木 英二
目黒シティラン実行委員会
委員長 藤岡 直彦

目黒区・目黒法人会共催事業

(経営者・管理監督者向け)

パワー・ハラスメント防止講座を開催します

パワー・ハラスメント（パワハラ）について理解し、パワハラのない働きやすい職場づくりを進めましょう。

- 1 日 時 平成 30 年 3 月 9 日(金) 午後 2 時～午後 4 時
- 2 場 所 目黒区男女平等・共同参画センター 9 階会議室（中目黒スクエア内、中目黒 2-10-13）
- 3 内 容 パワー・ハラスメント（パワハラ）と適切な指導との違いや、どのように部下に関わればよいかなど、様々なハラスメントの防止に向けて、職場ですぐに活かすことができる方法を解説します。
また、経営コンサルタントでもある講師から、経営力をアップさせるコミュニケーション術についても学びます。
- 4 講 師 (株)ヒューマン・クオリティー
ハラスメント対策シニアコンサルタント／認定コンプライアンス コンサルタント
田中 恵 氏

◇対象 目黒法人会会員（42名）
◇申込 電話またはFAXで（公社）目黒法人会事務局まで
電話 3712-9588 FAX 3712-8829

お問合せ先：目黒区人権政策課 男女平等センター係 電話：03-5721-8570

目黒区役所ホームページ <http://www.city.meguro.tokyo.jp/>

目黒区内小学生の作品 — 税金は 命をつなぐ 命づな —

目黒税務署長賞



田道小学校 6年 高附 璃青さん

目黒法人会会長賞



田道小学校 6年 瀬尾 泰知さん

目黒都税事務所長賞



田道小学校 5年 西巻 悠さん

目黒区長賞



田道小学校 5年 廣谷 真央さん

目黒法人会女性部会長賞



不動小学校 6年 井村 文香さん

目黒区教育委員会教育長賞



宮前小学校 6年 大嶺 維織さん

目黒法人会青年部会長賞



油面小学校 6年 柳川 櫻乃さん

受賞作品

税に関する 絵はがきコンクール

平成29年度

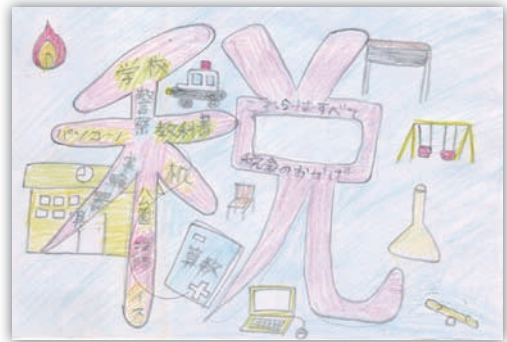
目黒法人会税制税務委員長賞



下目黒小学校 6年 宮澤 芽衣さん



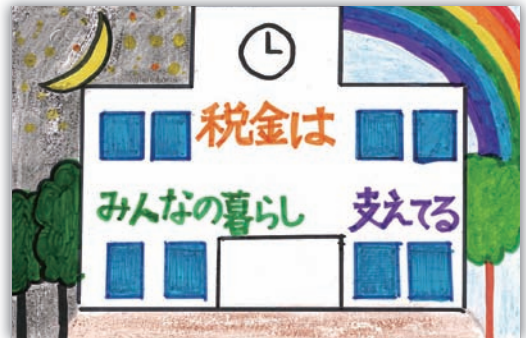
● 大岡山小学校 5年 岡本 和奏さん ●



● 鷹番小学校 6年 寶木 里佳さん ●



● 下目黒小学校 6年 原 快斗さん ●



● 下目黒小学校 6年 岩澤 裕飛さん ●



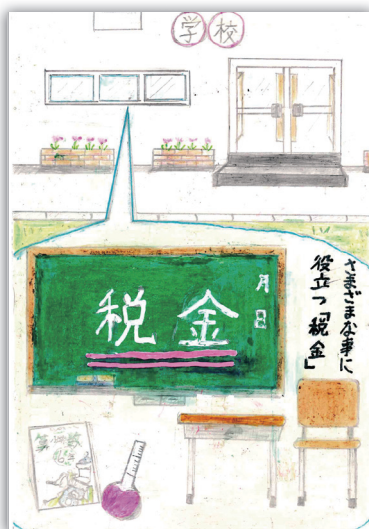
● 八雲小学校 5年 ビネダ セバスチエンキエルさん ●



● 上目黒小学校 6年 家田 まひなさん ●



● 宮前小学校 6年 御竿 穂花さん ●



● 大岡山小学校 6年 松田 すみれさん ●



● 鷹番小学校 5年 荒井 百さん ●



● 東山小学校 5年 中丸 むつみさん ●

写真でみる 活動紹介

第2支部 「東山貝塚まつり税PRブース」



開催日：10月15日
場 所：東山公園

第4支部医療講演会 「血液とその病気」



開催日：10月12日
場 所：中目黒スクエア
講 師：東京共済病院 血液内科部長 加藤淳 氏

第1支部 「こまばのまつり税PRブース」



開催日：10月1日
場 所：駒場野公園

第2支部 「ワークライフバランス料理教室」



開催日：11月11日
場 所：菅刈住区センター
講 師：長本和子 氏

第10支部税務研修会「税制改正動向と否認事例からみる事業継承の方向性」



開催日：10月20日
場 所：法人会館
講 師：辻・本郷税理士法人 榎幸紘 氏

第6支部健康講演会 「ストレスと健康」



ストレス解消運動中の風景

開催日：10月18日
場 所：下目黒住区センター
講 師：日本抗加齢医学会指導士 小宮山寿美子 氏

第11支部講演会「犯罪被害防止対策の普及啓発・防犯よもやま話」



開催日：11月16日
場 所：ゼネラルボンド(株)
講 師：碑文谷警察署 生活安全課課長 高笠友裕 氏

女性部会 「クリスマスリース講習会」



開催日：11月15日
場 所：法人会館
講 師：女性部会幹事 片山ひよし 氏

税務講演会「目ぐる税務署長がお答えします～今晚だから聞ける税金と社会をめぐる8つ(+3)のギモン～」



開催日：11月13日
場 所：目黒区総合庁舎
講 師：岡 目黒税務署長

都税研修会「法人事業税・都民税におけるeLTAXの活用等について」



開催日：12月8日
場 所：法人会館
講 師：東京都目黒都税事務所および 渋谷都税事務所担当職員

第1支部講演会「食品、栄養素の安全・安心と有用性を考える」



開催日：12月7日
場 所：駒場住区センター
講 師：味の素株式会社 元名誉理事 医学博士 鳥居邦夫 氏

第8・9・10支部合同講演会 「人を“活かす”、人に“活かされ”」



開催日：11月22日
場 所：SMBC 日興証券自由が丘支店
講 師：キャノンシステムアンドサポート(株) 元専務取締役 君島徳宏 氏

お知らせ

第35回ボウリング大会のご案内

2月7日(水)に各支部・青年部会・女性部会対抗ボウリング大会を開催いたします。

日時：2月7日(水) 午後6時～

場所：品川プリンスホテルボウリングセンター（港区高輪 4-10-30 電話 3440-1116）
JR 線・京浜急行の品川駅前（高輪口）

内容：各支部・部会（1チーム4名）対抗ボウリング大会
団体戦および個人戦

第1・2・3・4支部

合同講演会のご案内

日時：2月16日(金) 午後6時～

場所：代官山花壇（目黒区中目黒 1-3-12 アーバンリゾート代官山3階 電話 3719-9161）

演題：「今から始める老い支度・終活準備 ～自分と家族が困らないための知識～」

講師：明石 久美氏（明石シニアコンサルタント代表）

参加費：無料

※どなたでもご出席いただけます。

上記についてのお問合せ・申し込みは公益社団法人目黒法人会事務局へ
Tel3712-9588 Fax3712-8829 E-mail:mg_info@tohoren.or.jp

編集後記

たくさんの方々々に助けられながら編集長を無事に終えることができました。

目黒区の奥深い名所や謂れなどだけでなく、ついつい人に伝えたいような「一口メモ」なども載せて今後この広報誌を楽しく手に取ってもらえるように努力いたします。

羽柴 康行

私と目黒
編集子

はじめまして。
この秋から広報委員会に参加させていただきますことになりました第7支部の倉方基弘です。

5年前までサラリーマンをしておりましたが、妻の両親が相次いで他界したため跡を継いで家業の不動産貸付業にたずさわっております。

私自身の目黒とのご縁は、区内の大学に入学した18歳の頃にさかのぼります。以来30数年、途中、別の町に住んでいたこともありましたが、妻との結婚、子供の誕生以来、目黒で暮らしております。

一方で、我が倉方家には、お寺の祐天寺を江戸幕府の命にて建立する際に元々あった家屋敷を立ち退いた

と伝わっており、少なくとも300年以上前から目黒にご縁のある一族であります。

学生の視点、サラリーマンの視点、子育てする生活者の視点、経営者の視点、地元関係者としての視点。それぞれで見ると目黒は常に新鮮で、良い点もあれば、改善すべき点も様々にあり、それまで見えていなかったことへの気づきにあふれております。「目黒ってこんな街」との思い込みは、新しい視点になったときに全く別のものに変わっていく、そういう多様性のある街だと改めて実感しております。

そして、ビジネスチャンスもまた、これら多様性の中に、お互いに気づかず満たされないニーズとして埋もれているのではないでしょう

か。
今後とも法人会の皆さまとの交流を通じて、自らの視点を変革し、新たな目黒とともに作っていく、そのための成長の場を与えてくださったことに感謝いたします。
今後ともよろしくお願いいたします。

倉方 基弘



公益社団法人
目黒法人会会員



公益社団法人
目黒法人会会員

切り取って、決算シールとしてお貼りください。

目黒区内小学生の作品 — 良い国づくり 土台のなるのは 税金だ —

～商工会議所は経営者の頼れるパートナーです！～

東京商工会議所 目黒支部

商工会議所が資金調達をお手伝い！ ～小規模事業者向け融資制度～
マル経融資

- 融資限度額 : **2,000万円**
- 返済期間 : 運転資金 7 年以内、設備資金 10 年以内
- 担保・保証人 : 不要（保証協会の保証も不要）
- 利 率 : **1.11%**（平成 29 年 12 月 13 日現在）
- 融資対象 : 従業員 20 人以下の法人・個人事業主の方（商業・サービス業は 5 人以下）
税金（所得税・法人税・事業税・住民税）を完納している方 など

※上記融資限度額及び返済期間の取り扱いは平成 30 年 3 月 31 日公庫受付分まで。4 月 1 日以降の取扱いは支部までお問い合わせください。

※審査の結果、ご希望に添えないことがありますので予めご了承ください。詳細については下記までお問い合わせください。

経営に関するお悩み解決！ 窓口専門相談（無料・要予約）

- 法律相談 : 2 月 9 日（金）、3 月 9 日（金）
（弁護士） 【時間】 13 時～16 時
- 税務相談 : 2 月 1 日（木）、2 月 15 日（木）、3 月 8 日（木）
（税理士） 【時間】 13 時～16 時
- 経営相談 : 毎週月曜日～金曜日 ※祝日除く
（経営指導員） 【時間】 9 時 30 分～17 時

※本相談は経営に関する相談に限定しております。※お電話にてご予約ください。



多種多様なテーマで開催！ 講習会・セミナー（無料・事前申込）

- テーマ : AI（人工知能）が経営にもたらす影響とは
- 日 時 : 平成 30 年 2 月 6 日（火） 14 時～16 時 ●定 員 : 50 名
- 会 場 : 目黒区民センター 5 階 会議室（目黒区目黒 2-4-36）
- 講 師 : 有限会社イヴロード 代表 山口 雄一郎 氏

※詳細・申込方法につきましては、当支部ウェブサイトをご覧ください。

〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 区民センター4F

TEL:03(3791)3351/FAX:03(3791)3573

東商 目黒支部

検索

<http://www.tokyo-cci.or.jp/meguro/>



心つなぐ、麗しき祝祭百景

Tie Your Hearts in the Colors of Nippon.

大切な人とホテル雅叙園東京を訪れ、
感動を分かち合う。

それは長くつれ添った伴侶であり、
尊敬してやまない母であり、
遠く海を渡って会いに来てくれた、
海外の友であり、

時には顔なじみのホテルスタッフとでありー。
そんな営みが、この場所ではおよそ
90年ものあいだ続いています。

日本の伝統美に彩られた
この場所だからこそ生まれる
大切な人と心がつながる喜びの瞬間。
私たちが守り受け継いできたものは、
そんな鮮やかで
幸せな風景にほかなりません。
人つどい、心つなぐ。
世代や国を超えて、
ホテル雅叙園東京では、
さらなる新しい幸せの瞬間が
生まれていきます。

～大切な人と集う特別な場所

伝えたくなる非日常～



ホテル雅叙園 東京

HOTEL GAJOEN TOKYO

2018年、ホテル雅叙園東京は創業90周年を迎えます

〒153-0064 東京都目黒区下目黒 1-8-1 Tel.03-3491-4111 (代表)

www.hotelgajoen-tokyo.com



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



 **大同生命保険株式会社**

渋谷支社 第三営業課/東京都渋谷区道玄坂1-10-8
(渋谷道玄坂東急ビル3F) TEL 03-5489-6800

 **AIG損害保険株式会社**

東京第二プロチャネル営業部/東京都新宿区西新宿2-4-1
(新宿NSビル14F) TEL 03-6894-9113